

資料3 評価システム改革促進方策検討 の主な論点(案)

論点1

研究開発の評価を通じて、優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発や実用化などにつなげていく観点から、研究開発の実施方法等について次のような方向付けが必要ではないか。

論点1-1 研究開発の性格(基礎研究、応用研究、開発研究など)、目的、政策上の位置付け等に応じて、評価の目的や評価結果の活用の仕方、評価の項目・基準、評価実施体制等はそれぞれごとに的確で異なるものとするべきではないか。

論点1-2 研究開発成果の評価においては、目標の達成度合いを成否の判断基準とすることが原則であるが、併せて、実施したプロセスの妥当性や副次的な成果にも着目するなど、次につながる成果を幅広い視野から捉えるものとしていくべきではないか。

論点1-3 研究開発評価への被評価者の主体的な取組を促すため、研究開発を実施する研究開発機関や研究者などの被評価者が、先ず目標やその到達状況、成果の捉え方などについて自己点検を行い、それを活用した効果的・効率的な評価を行うべきではないか。

例えば、

①研究者の自由な発想に基づく知の創造を目指した基礎研究の場合

[事前評価の評価項目・評価基準] :

(ア)発想、手法等の独創性と新たな知の創造への寄与の可能性を研究計画と過去の実績等の両面から判断

(イ)より課題にふさわしい評価項目や評価基準を提案者にあらかじめ提示させ、それらの項目についての自己点検を参照

[事後評価の評価項目・評価基準] : 新たな知の創造への寄与に主眼

(ア)成果の科学的価値を重視

(イ)計画で示された方向性と異なっている場合であっても、科学的に卓越した成果が得られた場合には、自己点検を活用するなどして成果として認知

(ウ)当該研究開発の今後の発展性を十分見極め、継続的な支援、あるいは、方向性の見直し等、次につながる視点を重視

②技術開発プロジェクトの場合

[事前評価の評価項目・評価基準] :

- (ア)国際的なベンチマークに基づき、一定期間後に達成を目指す数値目標の設定状況を判断
- (イ)そこに達成するための手法、体制等の妥当性、可能性及び目標が達成された場合の実用化等の展望

[事後評価の評価項目・評価基準] : プロジェクトの成否を見極め、今後の方向性の検討に資することに主眼

- (ア)一義的には目標達成の有無を基準

(イ)達成の有無にかかわらず、成否の要因を分析し、当該技術に係るその後の研究開発のあり方の検討に資する視点を重視

③国家基幹技術等の国家的プロジェクトの場合

[事前評価の評価項目・評価基準] : 政策上の位置付けと数値的目標、機能等達成すべき使命を明確にし、計画内容、体制、執行管理等の妥当性、実現性を判断

[事後評価の評価項目・評価基準] : 政策上の目的が達成されているかに主眼

- (ア)一義的には政策目的の達成を基準

(イ)当該技術の国際的な水準が向上したのか、産業競争力の向上等他への波及効果等が得られているか等も重視

④事後評価の実施時期について

発展が見込まれる優れた研究開発成果を次につなげていく観点から、事後評価は研究期間の最終年度から実施し、その評価結果を次の研究開発の審査・事前評価等に活用

論点2

評価に係る過剰な負担を回避して効率的に実施する、また、評価に関する者の参加のインセンティブを高めていく観点から、次のような各種評価制度間の連携や役割分担、評価の実施方法などについて次のような方向付けが必要ではないか。

論点2-1 研究開発は、計画⇒プログラム⇒個別課題 などの体系のもとで戦略的・効率的に実施されることが重要であるが、このような施策体系においては、それぞれの施策間で関連付けした体系的・効率的な評価の仕組みを整備することが重要ではないか。

例えば、

①事前評価については

体系の上位施策の事前評価において、当該施策の目標達成と下位施策の目標達成との関連状況、その評価方法等を明確にし、それに従って下位施策の事前評価を実施。

②事後評価については

体系の上位施策の事後評価においては、下位施策の成果等を詳細に点検するのではなく、下位施策の事後評価を活用して効率的に実施。

論点2-2 国の政策評価や独立行政法人評価等の研究開発に関する評価制度が、階層ごとに、また、異なる主体、観点から重層的に実施されていることから、これらの相互連携や役割分担等により効率的な評価体系にしていくべきではないか。

例えば、

①研究開発機関の評価において

(ア)国の研究開発に関する大綱的指針に則って独立行政法人等の研究開発機関が自ら実施する研究開発の評価については、各府省が実施する独立行政法人通則法に基づく評価において有効に活用するなどにより効率的な評価体系を構築。

(イ)研究開発機関は、研究者の業績評価、チームごとの評価、内部組織ごとの評価、法人全体の評価などを実施しており、他方、外部資金として獲得した競争的資金の評価や国が実施する技術開発プロジェクトの実施機関となって評価を受けるなど、重層的な評価となっていることから、評価相互にその結果を活用するなどにより効率的な実施体系を構築。

②府省が実施する研究開発の事前評価において

国の研究開発に関する大綱的指針に則って外部評価が実施されている場合には、内部評価で実施される政策評価に援用するなど、より整合して効率的に実施。

論点2-3 評価結果が目的に沿って確實に活用され、評価が有効に機能するよう、その具体化の方策と各主体の役割・責任をあらかじめ明確にしておくべきではないか。

例えば、

①府省が実施する技術開発プロジェクトの中間評価を外部専門家等の評価委員会で実施する場合

評価を計画変更や資源配分に反映すること等を目的として実施する場合を想定すると、

- (ア)評価委員会は計画変更の必要性やその方向、それに伴う資源配分変更の方向等を評価、
- (イ)府省はそれを具体的に措置するため委託契約の変更、中期目標の変更等を実施、
- (ウ)研究実施機関は変更された研究計画、配分される資源により研究開発を実施、
- などの方策、役割分担等をあらかじめ評価の実施計画等で明示。

論点2-4 (論点1-3として既出)

研究開発評価への被評価者の主体的な取組を促すため、研究開発を実施する研究開発機関や研究者などの被評価者が、先ず目標やその到達状況、成果の捉え方などについて自己点検を行い、それを活用した効果的・効率的な評価を行うべきではないか。

論点3 以上のほか、次のような論点があるのではないか。

論点3-1 評価結果については、その目的や活用方法に見合うものとして端的に取りまとめられることは重要であるが、その内容は国民に対しても解りやすい内容で取りまとめて積極的に公表していくべきではないか。

例えば、

①研究開発課題の評価の場合には、

評価結論をそのまま公表するだけではなく、研究開発の目標や実施内容、成果、さらに、その評価結果を政策にどのように反映したのかなども含めて解りやすくとりまとめ、公表することが重要

②研究開発機関の評価の場合には、

そのミッションの達成状況やパフォーマンスの程度が機関全体として理解されるよう取りまとめ、公表することが重要

論点3-2 研究開発評価は優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために重要な役割を果たすものであり、国費による研究開発を拡充する上で不可欠なものであることから、研究者が評価に積極的に参加していくことが求められているが、特定の研究者に負担が集中するがないよう、海外の研究者や若手研究者を評価者として積極的に参加させることなどにより裾野を拡大していくべきではないか。

例えば、

○大学・研究機関等の研究者の任用において、評価に参加したことを履歴として認定